7　消費電力の測定方法については、国際エネルギースタープログラム制度運用細則（平成18年１月１日施行）別表第２による。以下表５－２から表５－６において同じ。

8　低電力モードの消費電力が常にオフモードの消費電力を満たす場合は、オフモードを備える必要はない。以下表５－２、表５－５及び表５－６において同じ。

表５－２　リユースに配慮した大判コピー機に係る低電力モード消費電力等の基準

コピー速度（ＣＰＭ：１分当たりのコピー枚数）	低電力モード消費電力	低電力モードへの移行時間	低電力モードからの復帰時間	オフモード消費電力	オフモードへの移行時間
0＜ＣＰＭ≦40	―	―	―	≦10W	≦30分
40＜ＣＰＭ	≦3.85×ＣＰＭ＋５Ｗ	≦15分	≦30秒（推奨）	≦20W	≦90分

表５－３　リユースに配慮した複合機（カラーコピー機能を有するものを含む。）に係る低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度（ipm：１分当たりの画像出力枚数）	低電力モード消費電力	低電力モードからの復帰時間	スリープモード消費電力	スリープモードへの移行時間	両面コピー機能
0＜ipm≦10	―	―	≦25W	≦15分	推奨
10＜ipm≦20	―	―	≦70W	≦30分	推奨
20＜ipm≦44	≦3.85×ipm＋50W	≦30秒	≦80W	≦60分	必須
44＜ipm≦100	≦3.85×ipm＋50W	≦30秒（推奨）	≦95W	≦90分	必須
100＜ipm	≦3.85×ipm＋50W	≦30秒（推奨）	≦105W	≦120分	必須

備考）１　「スリープモード」とは、低電力モードに移行後に引き続き出力動作が行われなかった場合、電源を切ることなしに自動的に切り替えられ連続的に実現される第二の低電力状態をいう。以下表５－４について同じ。

２　低電力モードの消費電力が常にスリープモードの消費電力を満たす場合は、スリープモードを備える必要はない。以下表５－４において同じ。

３　低電力モードへの移行時間は出荷時に15分以下にセットする。以下表５－４から表５－６において同じ。

表５－４　リユースに配慮した大判複合機に係る低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度（ipm：１分当たりの出力枚数）	低電力モード消費電力	低電力モードからの復帰時間	スリープモード消費電力	スリープモードへの移行時間
0＜ipm≦40	―	―	≦70W	≦30分
40＜ipm	≦4.85×ipm＋50W	≦30秒（推奨）	≦105W	≦90分

表５－５　リユースに配慮した拡張性のあるデジタルコピー機に係る低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度（ipm：１分当たりの画像出力枚数）	低電力モード消費電力	低電力モードからの復帰時間	オフモード消費電力	オフモードへの移行時間	両面コピー機能
0＜ipm≦10	―	―	≦５Ｗ	≦15分	推奨
10＜ipm≦20	―	―	≦５Ｗ	≦30分	推奨
20＜ipm≦44	≦3.85×ipm＋５Ｗ	≦30秒	≦15W	≦60分	必須
44＜ipm≦100	≦3.85×ipm＋５Ｗ	≦30秒（推奨）	≦20W	≦90分	必須
100＜ipm	≦3.85×ipm＋５Ｗ	≦30秒（推奨）	≦20W	≦120分	必須

表５－６　リユースに配慮した拡張性のある大判デジタルコピー機に係る低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度（ipm：１分当たりの画像出力枚数）	低電力モード消費電力	低電力モードからの復帰時間	オフモード消費電力	オフモードへの移行時間
0＜ipm≦40	―	―	≦65W	≦30分
40＜ipm	≦4.85×ipm＋45W	―	≦100W	≦90分

⑵　目標の立て方

当該年度のコピー機、複合機及び拡張性のあるデジタルコピー機の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

５－２　プリンタ等

⑴　品目及び判断の基準等

プリンタ プリンタ複合機	【判断の基準】 ①プリンタ又はプリンタ複合機（大判機を除く。）にあっては、次の基準を満たすこと。 ア．モノクロプリンタ（高性能インクジェット方式を含み、インクジェット方式及びインパクト方式を除く。）にあっては、表１－１に示された区分ごとの基準。モノクロプリンタ複合機にあっては、表１－２に示された区分ごとの基準。 イ．カラープリンタ（高性能インクジェット方式を含み、インクジェット方式及びインパクト方式を除く。）にあっては、表２－１に示された区分ごとの基準。カラープリンタ複合機にあっては、表２－２に示された区分ごとの基準。 ウ．インクジェット方式又はインパクト方式のプリンタにあっては、表３－１に示された区分ごとの基準。インクジェット方式のプリンタ複合機にあっては、表３－２に示された区分ごとの基準。 ②大判機のうちインクジェット方式のプリンタ又はプリンタ複合機にあっては、表４－１に示された区分ごとの基準、インクジェット方式以外のプリンタにあっては、表４－２に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ③使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。 ④特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。